

ユニバーサルデザインタクシー導入促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、外国人観光客や高齢者等の移動手段の充実を図るため、ユニバーサルデザインタクシーを導入する県内タクシー事業者、タクシー貸与事業者又はタクシー事業者で構成される団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 ユニバーサルデザインタクシー 標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号。以下「認定要領」という。）に基づく認定を受けたユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）をいう。
- 二 タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- 三 タクシー貸与事業者 タクシー事業者にタクシー車両を貸与する者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、次に掲げるもの（以下「事業主体」という。）とする。

- (1) 県内タクシー事業者
- (2) 県内タクシー事業者に対して車両を貸与する事業者
- (3) 県内タクシー事業者で構成される団体

(補助対象車両)

第4条 補助金の対象となる車両は、UDタクシーであって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 山梨県内に使用の本拠を置く車両であること。
- (2) 国土交通省が所管する運輸支局又は検査登録事務所において、補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに、新規登録（登録を抹消した中古自動車の再登録を除く。）された車両であること。ただし、補助金の交付決定を受けた会計年度の末日までに新規登録ができないことに関し、事業主体の責任によらないやむを得ない事情がある場合は、別途知事と協議すること。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、車両本体の購入に要する経費のうち、知事が必要と認めた額とする。

（補助金の額及び限度額）

第6条 補助金の額は、前条の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額とする（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）。

2 補助金の限度額は、1台当たり30万円（ただし、認定要領に基づく認定レベル準1の認定を受けた車両については20万円）とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、毎年2月末日までに、知事に提出しなければならない。

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を精査し、交付すべきものと認めたときは速やかに決定を行い、交付決定通知書（様式第2号）により事業主体に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 知事は、第7条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

2 知事は、第7条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付決定の変更等の申請）

第10条 事業主体は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、交

付決定額の変更が生じない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の変更及び通知)

第 1 1 条 知事は、前条の規定による変更（中止・廃止）承認申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定の変更を行い、変更（中止・廃止）交付決定通知書（様式第 4 号）により事業主体に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(状況報告)

第 1 2 条 事業主体は、知事の要求があった場合には、速やかに状況報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

2 事業主体は、予定期間内に補助事業を完了させることができない場合又は遂行させることが困難となった場合は、状況報告書（様式第 5 号）にその理由を付してすみやかに知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 1 3 条 事業主体は、補助対象事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い期日までに完了実績報告書（様式第 6 号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 事業者主体は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 1 4 条 知事は、前条の規定による完了実績報告書を受理した場合には、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第 7 号）により事業主体に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第 1 5 条 補助金は、前条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。

2 事業主体は、前項の規定により支払いを受けようとするときは、支払請求書（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

(財産処分 of 制限)

第16条 事業主体は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図られなければならない。

2 事業主体は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 事業主体は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（指導監督）

第17条 知事は、補助事業の実施に関して必要と認めたときは、事業主体に対し、補助事業の内容、経理状況等について説明を求め、帳簿書類等を検査し、又は必要な指示を行うことができる。

（書類の整備等）

第18条 事業主体は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、整備保管しておかななければならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第19条 事業主体は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第10号）により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和８年７月７日から施行する。
- 2 この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。